

## 通所介護・通所介護相当サービスの利用料

本事業所が提供する指定通所介護及び指定第1号通所事業(通所介護相当サービス)の利用料は、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し行う送迎に要する費用。  
通常の事業の実施地域を越えた地点から片道20km未満の場合片道300円及び20km以上の場合片道500円の料金
- (2) 利用者の希望により、通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用  
時間延長サービス……………延長1時間につきの料金 1,000円
- (3) 食材料費……………食事1回分につきの料金 600円
- (4) おむつ代……………実費を徴収する。
- (5) 教材費……………実費を徴収する。
- (6) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実績を徴収する。
  - 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受ける。
  - 3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。